

# 防災性能に係る耐洗たく性能の基準

昭和48年 6月 1日消防庁告示第11号  
最終改正 令和元年 6月28日消防庁告示第 2号

## 第1 趣 旨

この告示は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）別表第 1 の 2 の 2 に規定する防災性能に係る耐洗たく性能の基準を定めるものとする。

## 第2 定 義

防災性能に係る耐洗たく性能とは、第 3 に掲げる洗たくの方法により 5 回繰り返し洗たくを行った後において、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 3 第 1 項の防災性能の基準以上の防災性能を保持することができる性能をいう。

## 第3 洗たくの方法

洗たくの方法は、水洗い洗たく及びドライクリーニングによる方法とし、次に掲げるところによらなければならない。

- 1 洗たくを行う試料（以下「試料」という。）は、2 平方メートル以上の布から無作為に切り取った縦 45 センチメートル、横 35 センチメートルのもの 3 体（炎を接した場合に熔融する性状の布にあつては、5 体）とすること。
- 2 水洗い洗たくは、次の（1）に定める洗たく機等（水洗い洗たく機、脱水機及び乾燥機をいう。以下同じ。）を用い、次の（2）に定める洗たく方法により行うこと。ただし、これらによる方法と同等以上の洗たく性能を有する方法により行う場合は、この限りでない。

### （1） 洗たく機等

- イ 水洗い洗たく機は、別図第 1 に示す構造の洗たく槽を有するもので、当該洗たく槽内の液温を 60 度に保つことができ、かつ、当該洗たく槽の内筒は毎分 37 回転の速度で正転 15 秒間、休止 3 秒間、反転 15 秒間、休止 3 秒間の運転を繰り返し行うことができるものであること。
- ロ 脱水機は、毎分 1200 回転の速度で運転することができる遠心脱水機であること。
- ハ 乾燥機は、60 度の温度を保つことができる構造のものであること。

### （2） 洗たく方法

- イ 温水（日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。） K0101（工業用水試験方法）に定める全硬度の測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が 5 ミリグラム毎リットル以下のものに限る。以下同じ。） 1 リットル当たり日本産業規格 K3303（粉末洗濯石けん）に定める無添剤の粉末洗たく石けん 1 グラムの割合で混入した液（以下「洗たく液」という。）を、洗たく槽に 14 センチメートルの深さになるまで入れること。
- ロ 洗たく槽に入れる試料は、800 グラム以下の量とすること。この場合において、当該試料の質量が 800 グラム未満のときは、800 グラムから当該試料の質量を差し引いた質量の防災性能を有しない布を併せて入れること。

- ハ 洗たくは、洗たく液の温度を 60 度に保ち、15 分間行うこと。
  - ニ すすぎは、3 回繰り返し行うものとし、それぞれ 1 回のすすぎは、イに定める量と同量の温度 40 度の温水で 5 分間行うこと。
  - ホ 脱水は、2 分間行うこと。
  - ヘ 乾燥は、60 度の温度で行うこと。
- 3 ドライクリーニングは、次の(1)に定めるドライクリーニング機等（ドライクリーニング機、脱液機及び乾燥機をいう。以下同じ。）を用い、次の(2)に定める洗たく方法により行うこと。ただし、これらによる方法と同等以上の洗たく性能を有する方法により行う場合は、この限りでない。
- (1) ドライクリーニング機等
- イ ドライクリーニング機は、別図第 2 に示す構造の洗たく槽を有するもので、毎分 49 回転の速度で運転を行うことができるものであること。
  - ロ 脱液機及び乾燥機は、第 2 号(1)ロ及びハに定めるところによること。
- (2) 洗たく方法
- イ 日本産業規格 K1521（パークロロエチレン）に定めるパークロロエチレン 100 ミリリットル当たり日本産業規格 L0860（ドライクリーニングに対する染色堅ろう度試験方法）に定める非イオン界面活性剤 1 重量グラム、スルホン琥珀酸ジオクチルエステルで純分 60 パーセント以上、アルコール不溶分 3.5 パーセント以下の陰イオン界面活性剤 1 グラム及び水 0.1 ミリリットルの割合で混入した液を洗たく槽に 3.78 リットル入れること。
  - ロ 洗たく槽に入れる試料は、300 グラム以下の量とすること。この場合において、当該試料の質量が 300 グラム未満のときは、300 グラムから当該試料の質量を差し引いた質量の防炎性能を有しない布を併せて入れること。
  - ハ 洗たくは、15 分間行うこと。
  - ニ 脱液及び乾燥は、第 2 号(2)ホ及びヘに定めるところによること。

#### 附 則

この告示は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。

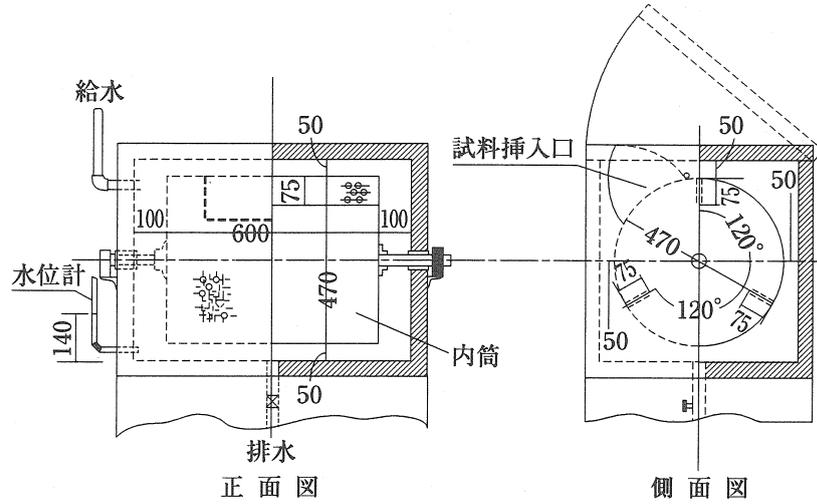
#### < 沿革 >

- 昭和 48 年 6 月 1 日消防庁告示第 11 号により、消防法施行規則別表第 1 の規定による耐洗たく性能基準が定められ、昭和 48 年 9 月 1 日から施行された。
- 昭和 61 年 2 月 21 日消防庁告示第 1 号により、技術開発に伴い、これに対応した方法が活用できるよう改正され、改正告示公布の日（昭和 61 年 2 月 21 日）から施行された。
- 平成 11 年 9 月 8 日消防庁告示第 5 号により、「防炎性能に係る耐洗たく性能の基準」第 3 第 2 号(2)及び第 3 号(2)における重量及び重量グラムが、計量単位を国際単位系とする規程に従い、それぞれ質量及びグラムに改正された。
- 平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 19 号により、第 1 中「別表第 1」を「別表第 1 の 2 の 2」に改めた。

別図第1 水洗い洗たく機の洗たく槽

(その1) 洗たく槽

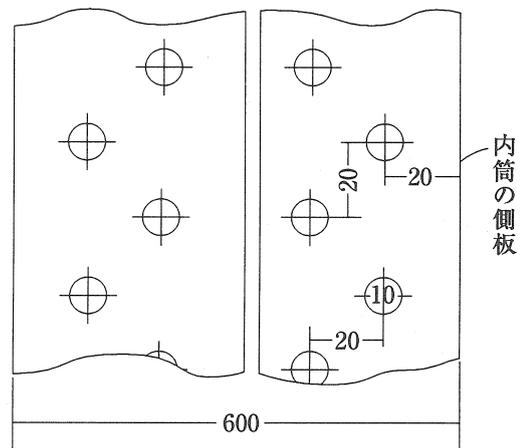
(単位 ミリメートル)



(その2)

洗たく槽の内筒の孔

(単位 ミリメートル)



別図第2 ドライクリーニング機の

の洗たく槽

(単位 ミリメートル)

